

道路占用許可条件

1. 涌谷町道路占用料条例及び道路管理規則の規定を守るほか、次の事項を守ること。
2. 占用場所は、占用目的以外に使用しないこと。
3. 占用物件は、道路管理上及び交通上支障を生じないように維持管理し、占用物件の修繕のために工事を行う場合は、道路管理者の承認を得て行うこと。
4. 占用期間満了後も引き続き占用しようとするときは、期間満了1ヶ月前までに更新及び協議すること。
5. 占用期間が満了し、若しくは占用を廃止し、又は占用を取り消されたときは道路管理者の指示を受け、占用者の負担をもって道路を原状に回復すること。ただし、道路管理者が原状に回復することが不相当と認めた場合はこの限りではない。
6. 道路管理者が施行する工事に伴い占用物件が支障となる場合は、当該工事が具体化した時点において、速やかに支障になる旨を占用者に通知し、占用者における予算措置の確保及び徹底を図るものとする。
7. この占用工事により、又は占用に起因して道路（付属物も含む。）並びに第三者に損害を与えた場合は、占用者の負担をもって原状回復及び損害の賠償を行うこと。
8. 掘削を伴う工事の場合は、別紙道路掘削条件を守り施工すること。
9. 前各号の規定に違反したとき、又は交通その他に支障があると認めた場合は、占用期間中であっても許可を取り消し、復旧を命じ、又は占用物件の除去を命ずることがある。この場合は異議なく応ずるものとし、その費用は占用者の負担とする。

道路掘削条件

1. 工事着手前に、道路交通法第77条第1項の規定による所轄警察署長の道路使用許可書の写しを添付した着手届を道路管理者に提出すること。また、工事しゅん工の際は完成届をもって、道路管理者に届け出及び検査を受けること。
2. 工事期間中は現場に責任者を常勤させること。
3. 工事の実施にあたっては、一般交通に支障を与えないよう特に注意するとともに、保安施設を設置すること。

4. 道路を横断して掘削する場合には、片側の掘削を終わり、これを交通に支障のないよう措置を講じた後、他側の掘削をすること。
5. 掘削箇所は、その日のうちに埋め戻し復旧することを原則とするが、これによりがたい場合は、覆工板を設置するなどの措置を講じ、安全な状態で交通の用に供すること。
6. 復旧工事の施工は道路管理者が特に指示した以外は、以下の各号によること。
 - (1) 埋め戻しは原則として良質土、又は道路管理者が指定する材料を使用し、各層20cmごとに機械転圧を十分行うこと。
 - (2) 土留工の矢板等は、埋め戻し完了後、周辺地盤に変状を生じさせないように慎重に引き抜くこと。
 - (3) 舗装されていない道路については、路盤(C-40) $t = 20\text{cm}$ 以上の復旧とすること。
7. 舗装復旧幅については以下のとおりとすること。
 - (1) 舗装復旧工事は、埋め戻し箇所が安定するまで十分な期間をおいてから実施すること。
 - (2) アスファルト舗装道は、路盤については各層20cm毎にランマー等で十分につき固め、表層(再生密粒度As20F) $t = 5\text{cm}$ 、路盤(RC-40) $t = 30\text{cm}$ 以上とし、原状回復とすること。また、上記以外の舗装構成が必要と考えられる場合は、別途指示した構成とする。
 - (3) 影響範囲は、掘削路盤厚とする。
 - (4) 2車線道路については片側1車線全幅とすること。なお、影響範囲が2車線にまたがる場合は2車線全幅とする。
 - (5) 道路幅員が4.0m未満1車線道路は全幅とする。
 - (6) 道路幅員が4.0m以上5.5m以上の1車線道路については、その影響範囲までとすること。なお、影響範囲がその幅員の半分を超えるときは1車線全幅とする。
 - (7) 道路幅員が5.5m以上の1車線道路については、影響範囲が幅員の半分を超えないときは1車線半幅とすること。なお、影響範囲がその幅員の半分を超えるときは1車線全幅とする。
 - (8) 歩道の場合は、影響範囲にかかわらず全幅復旧とする。
 - (9) 縦断方向については影響幅とする。ただし、2箇所以上掘削する場合で、それぞれの復旧の間隔が5m以内のときは当該間隔の分も復旧すること。
8. 工事完了後、それに起因して道路沈下等影響が出た場合には、占用(施行)者において現状復旧等速やかに措置を講ずること。
9. その他、道路管理者より指示があった場合は、それに従うものとする。